年　　月　　日

自動登録における種付(まき牛)届

(一社)日本ホルスタイン登録協会
　北海道支局　御中

今般、自動登録において、下記雄牛の種付（まき牛）データ採用して頂くため、放牧に際しては、本届及び種畜証明書(表裏)を提出すると共に次の条件を遵守します。

記

供用種雄牛

名　　号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

登録番号＿＿＿＿＿＿＿＿　生年月日＿＿＿＿年　　月　　日

供用開始年月日　＿＿＿＿年　　月　　日

所有者

　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

登録取扱団体

　団 体 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

　登録委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

自動登録における「まき牛」の供用条件

１．種畜検査に合格している事
　なお、自家繁殖用の種雄牛を自らが所有する雌牛に種付(まき牛)した場合は、当該年度の種畜検査を受けていなくても、その生産子牛を登録することができる。
　但し、種畜検査を受けていない種雄牛を、他人が所有する雌牛に種付(まき牛)した場合は、その生産牛は登録することができない。
２．まき牛の供用は飼養牛の１割程度にとどめ、同居期間は１日～２日程度とする
３．まき牛に供用する種雄牛は、1頭とする
４．同一発情期に人工授精とまき牛による交配は行わない事
５．生産牛の親子判定を求められた場合は拒めない
６．まき牛による交配(授精)履歴は、(一社)日本ホルスタイン登録協会北道支局へ定期的に報告する事（人工授精履歴は、従前どおり他品種の履歴を含めて、すべて報告）